

任期付職員（行政相談業務）の募集について

総務省青森行政監視行政相談センター及び岩手行政監視行政相談センターでは、国民から、国の行政などへの苦情や意見・要望を「行政相談」として受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、関係行政機関に必要なあっせんなどを行うことにより、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に生かしています。

近年、我が国では、人口減少や高齢化の進展に伴い、社会経済情勢の急速な変化が生じており、それに伴い地域社会の変容も進み、行政相談に寄せられる国民からの苦情や意見・要望も、国の行政に関するものにとどまらず多岐にわたっています。また、これらの中には、複雑な事情を抱えているものもみられ、関係法令や地域社会の実情をよく理解した上で、より丁寧に対応することが求められています。

このような状況を踏まえ、行政相談の事案処理の質の向上を目的として、民間企業等での顧客対応やこれらを踏まえた業務改善等に関する知見や経験を有する職員を募集することとしています。募集要項は次のとおりです。

職務内容	(1) 行政相談事案の受付・処理、行政相談委員の支援、行政相談行事の企画・運営などの行政相談業務 行政改善推進会議（注）に付議する事案（改善方策の検討等に当たって、公平性、中立性及び的確性の確保が一層必要な事案）の選定・分析 ※行政相談事案を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進することを目的として設置されているもの (2) 行政相談端緒の行政運営改善調査の企画立案、調査 (3) その他、行政相談関連業務
募集人員	青森・岩手：各1名
募集対象	以下の1から5までの条件を満たしている方 1 行政機構又は行政運営に関する基礎的な知識を有する方 2 大学を卒業した方 3 民間企業や公的機関等において顧客等からの苦情・相談対応の実務経験を4年以上有し、業務改善の実績を有する方 4 パソコンによりMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等のソフトウェアを操作し、基本的な資料作成ができる方 5 普通自動車運転免許を有している方 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土日休日を除く。）（休憩時間60分）
勤務地	【青森】 青森行政監視行政相談センター（青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎4階） 【岩手】 岩手行政監視行政相談センター（盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階）
雇用期間	採用日から1年間（採用日は要相談）
賃金支払日	原則として毎月16日
賃金	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき学歴・職歴等を考慮して決定 ※期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当あり（当方規程による。）
通勤手当	実費支給（上限あり）
退職手当	国家公務員の退職手当の規定に基づき、支給の有無を決定（※）規定の勤続期間を経過した場合に限ります。
加入保険等	総務省共済組合に加入
住宅	無
応募方法	・ 以下の応募書類を下記送付先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとします）により提出願います。 （応募締切：令和7年5月16日（金）必着） ① 履歴書（様式不問。ただし、学歴や職務経歴が網羅されているもの。写真（3か月以内に撮影したもの）を貼付したもの） ② 職務経歴書（様式自由。これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）や役職等（職位や部下の数等）が記載されたもの） ※ 上記の「職務内容」欄に記載の業務内容に関連した職務経歴がある場合は必ず記載してください。 ③ 関係する資格を有する方は、当該資格の証明書等の写し ・ 応募の際、①郵送の場合は封筒、②電子メールの場合は件名に「任期付職員（行政相談業務）」と明記してください。 ・ 書類選考の結果、面接及び作文試験を行うこととなった方に対して、日時等をご連絡いたします。 ・ 書類選考を通過されなかった方にはその旨ご連絡いたします（郵送応募者の履歴書はお返しいたします）。
その他	・ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第25号）に基づき、常勤の国家公務員として採用されます。 ・ 採用者は、国家公務員法の適用を受けます。 ・ 応募の秘密については厳守いたします。
〔履歴書の送付先〕 ○ 郵送（希望する勤務地へ送付してください。） ＜青森＞〒030-0801 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎4階 青森行政監視行政相談センター ＜岩手＞〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階 岩手行政監視行政相談センター ○ 電子メール ＜青森＞aomor-saiyo@soumu.go.jp ＜岩手＞iwate-saiyo@soumu.go.jp 〔連絡先〕 ※希望する勤務地へお問い合わせください。 ＜青森＞青森行政監視行政相談センター（担当：相馬、坂田） 電話：017-734-3354 ＜岩手＞岩手行政監視行政相談センター（担当：金崎、横澤） 電話：019-622-3470	